

## 重要事項説明書 (福祉用具貸与用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定福祉用具貸与サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定福祉用具貸与サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社シェイク
代表者氏名	代表取締役 田中泰典
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目2番18号 203号室 Tel:072-813-1408 Fax:072-813-1409
法人設立年月日	2021年3月1日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	シェイクハンズ
介護保険指定 事業所番号	2771902539
事業所所在地	〒574-0015 大阪府大東市野崎3丁目2番18号 203号室
連絡先 相談担当者名	Tel:072-813-1408 Fax:072-813-1409 田中 泰典
事業所の通常の 事業の実施地域	大東市 四條畷市 門真市 寝屋川市 東大阪市 交野市 守口市 大阪市鶴見区 大阪市旭区

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	○福祉用具貸与サービス 要介護状態にある利用者に対し、適切な福祉用具貸与サービスを提供することを目的とします。 ○介護予防福祉用具貸与サービス 要支援状態にある利用者に対し、適切な介護予防福祉用具貸与サービスの提供することを目的とします。
運営の方針	○福祉用具貸与サービス 要介護者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行います。福祉用具を貸与することにより、介護者の負担の軽減が図られるよう努めます。事業の運営にあたっては、関係機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ○介護予防福祉用具貸与サービス 要支援者が、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善が図られるよう努めます。事業の運営にあたっては、関係機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。尚、12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。

## (4) 事業所の職員体制

管理者	田中 泰典
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名 福祉用具専門相談員兼務
福祉用具専門相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉用具貸与計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、福祉用具貸与計画を交付します。指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。</li> <li>2 当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。</li> <li>3 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。</li> <li>4 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ます。</li> <li>5 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。</li> <li>6 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。</li> <li>7 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。</li> <li>8 福祉用具貸与計画に記載した時期(少なくとも6月以内1回)にモニタリングを行い、居宅サービスの提供状況等について、居宅介護支援事業者に報告を行います。</li> <li>9 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が新規に必要な理由が記載されるとともに、居宅介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるように、福祉用具の適切な選定のための助言、情報提供を行うなど必要な措置を講じます。利用者の居宅サービス計画に基づき、福祉用具貸与計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、福祉用具貸与計画を交付します。指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。</li> </ol>	常勤 2名以上 管理者兼務1名、 常勤1名以上  非常勤 0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名  非常勤 0名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリング時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

(2) 福祉用具貸与の種目、品名及び利用料及び利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

種 目	品 名	利用料 (月額)	利用者負担額 (月額)
車いす※			
車いす付属品※			
特殊寝台※			
特殊寝台付属品※			
床ずれ防止用具※			
体位変換器※			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
認知症老人徘徊（はいかい）感知機器※			
移動用リフト（つり具の部分を除く。）※			
自動排泄処理装置（交換可能部品を除く。）			

要介護1の利用者については、※印の福祉用具を貸与できません。また、要介護1から要介護3の利用者については、自動排泄処理装置（交換可能部品を除く。）を貸与できません。ただし、上記について別に厚生労働大臣が定める状態にある者は除かれます。

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖に関しては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できる対象種目です。

※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記の金額の99/100となります。

※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

### (3) 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供にあたって、次の行為はできません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### (4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

利用料の計算方法は次の通りです。

貸与開始月

- ① 貸与開始日が1日～15日の場合は1ヶ月分
- ② 貸与開始日が16日～末日の場合は半月分

貸与終了月

- ① 貸与終了日が1日～15日の場合は1ヶ月分
- ② 貸与終了日が16日～末日の場合は半月分

※ただし、貸与計画の開始と終了が同月内の場合は月額利用料とします。

## 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。
② 特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求します。 なお、通常の搬出入の場合は、費用請求はしません。

## 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 行われたサービス提供と請求書の内容を照合のうえ、請求月の26日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収証をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとします。
- (5) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- (6) 福祉用具貸与計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- (7) 福祉用具貸与計画は、利用者に交付します。
- (8) 福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画に記載した時期（少なくとも6月以内1回）にモニタリングを行い、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- (9) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。  
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	田中 泰典
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者

周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 介護相談員を受入れます。
- (7) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ul>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li></ul>

## 9 緊急時の対応について

対応方法：サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保険名：超ビジネス保険(事業活動包括保険)

補償	支払限度額	
	1 事故	保険期間中
施設・事業活動遂行事故	30,000 万円	—
国外事業活動事故	1,000 万円	—
人格権・宣伝侵害事故	1,000 万円	1,000 万円
被害者治療費用*	1,000 万円	1,000 万円
生産物・完成作業事故	30,000 万円	—
国外流出生産物事故	1,000 万円	—
人格権・宣伝侵害事故	1,000 万円	1,000 万円
被害者治療費用*	1,000 万円	1,000 万円
管理下財物事故	500 万円	500 万円
国外管理下財物事故	500 万円	500 万円
現金・貴重品事故	500 万円	500 万円
コインロッカー等収納品見舞費用	500 万円	500 万円
事故対応費用*	1,000 万円	—

\*が付された補償につきましては、上記の支払額のほか、別途個別の支払限度額(1台あたりや1名あたり等)が設定されています。

## 11 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 12 心身の状況の把握

指定福祉用具貸与の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定福祉用具貸与の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「福祉用具貸与計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 14 サービス提供の記録

- ① 指定福祉用具貸与の実施ごとに、その貸与の開始日及び終了日、種目及び品名、利用料、福祉用具の使用状況（修理、点検結果等を含みます。）等についての記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 15 衛生管理等

- ① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

なお、上記の福祉用具の保管又は消毒に係る業務は、日建リース工業(株)に委託して行います。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について定期的（概ね1ヶ月ごと）に確認し、その結果等を記録します。

- ④ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - 3 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 16 指定福祉用具貸与サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 福祉用具専門相談員

氏名 田中 泰典 (連絡先: 080-7582-0442 )

(2) 貸与の開始日 令和 年 月 日

## 17 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。事業所は、提供した指定特定福祉用具貸与[指定特定介護予防福祉用具貸与]に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

事業所は、提供した指定特定福祉用具貸与[指定特定介護予防福祉用具貸与]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 会社名：株式会社シェイク 事業所名：シェイクハンズ	所在地 大阪府大東市野崎3丁目2番18号 203号室 電話番号 072-813-1408 ファックス番号 072-813-1409 受付時間 8時30分から17時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号：06-4309-3317
【大東市の窓口】 保健医療部高齢介護室介護保険グループ	電話番号：072-870-0457
【四條畷市の窓口】 健康福祉部高齢福祉課	電話番号：072-877-2121
【門真市の窓口】 保健福祉部高齢福祉課高齢介護グループ	電話番号：06-6902-6176
【寝屋川市の窓口】 福祉部高齢介護課	電話番号：072-838-0518
【東大阪市の窓口】 福祉部高齢介護室高齢介護課	電話番号：06-4309-3185
【交野市の窓口】 福祉部高齢介護課	電話番号：072-893-6409
【守口市の窓口】 健康福祉部高齢介護課	電話番号：06-6992-1613
【大阪市鶴見区の窓口】 鶴見区保健福祉センター保健福祉課(高齢者支援)	電話番号：06-6915-9859
【大阪市旭区の窓口】 旭区保健福祉センター福祉課(介護保険)	電話番号：06-6957-9859
【 の窓口】	電話番号：

## 18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒574-0015 大阪府大東市野崎 3 丁目 2 番 18 号 203 号室	
	法人名	株式会社シェイク	
	代表者名	田中 泰典	印
	事業所名	シェイクハンズ	
	説明者氏名	田中 泰典	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

## 重要事項説明書

(特定福祉用具販売)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定特定福祉用具販売サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、指定特定福祉用具販売サービス契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定特定福祉用具販売サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社シェイク
代表者氏名	代表取締役 田中泰典
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒574-0015 大阪府大東市野崎 3 丁目 2 番 18 号 203 号室 Tel:072-813-1408 Fax:072-813-1409
法人設立年月日	2021 年 3 月 1 日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	シェイクハンズ
介護保険指定 事業所番号	2771902539
事業所所在地	〒574-0015 大阪府大東市野崎 3 丁目 2 番 18 号 203 号室
連絡先 相談担当者名	Tel:072-813-1408 Fax:072-813-1409 田中 泰典
事業所の通常の 事業の実施地域	大東市 四條畷市 門真市 寝屋川市 東大阪市 交野市 守口市 大阪市鶴見区 大阪市旭区

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	シェイクハンズの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態 [要支援状態] の利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具 [特定介護予防福祉用具] の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具 [特定介護予防福祉用具] を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。尚、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	田中 泰典
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名 福祉用具専門相談員兼務
福祉用具専門相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定福祉用具販売計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、特定福祉用具販売計画を交付します。指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成します。</li> <li>2 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。</li> <li>3 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ます。</li> <li>4 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。</li> <li>5 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。</li> <li>6 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じます。</li> <li>7 特定福祉用具販売を提供後、特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行います。</li> </ol>	常勤 2名以上 管理者兼務 1名、 常勤 1名以上  非常勤 0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名  非常勤 0名

### 3 提供するサービスの内容と費用について

(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

#### (2) 指定特定福祉用具販売の種目、品名及び販売費用について

種 目	品 名	販売費用
腰掛便座		
自動排泄処理装置の交換可能部品		
排泄予測支援機器		
入浴補助用具		
簡易浴槽		
移動用リフトのつり具の部分		
スロープ		
歩行器		
歩行補助つえ		

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖に関しては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できる対象種目です。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る販売費用は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市町村に居宅介護福祉用具購入費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

- 事業所の名称
- 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 領収証
- 販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

#### (3) 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。
② 特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。 なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。

#### 5 販売費用、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 販売費用、その他の費用の請求方法等	ア 販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて、利用者あてにお届け（郵送）します。なお、当該福祉用具をお持ち帰りされる場合は、請求書は発行いたしません。
② 販売費用、その他の費用の支払い方法等	ア 販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、請求月の 26 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 販売費用及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとします。
- (5) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービ

ス計画の内容に沿って作成します。

- (6) 特定福祉用具販売計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- (7) 特定福祉用具販売計画は、利用者に交付します。
- (8) 特定福祉用具販売を提供後、特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行います。
- (9) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。  
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	田中 泰典
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。
- (7) 介護相談員を受入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</li></ul>
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9 緊急時の対応について

対応方法：サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<p>氏 名 続柄</p> <p>住 所</p> <p>電 話 番 号</p> <p>携 帯 電 話</p> <p>勤 務 先</p>
<p>【主治医】</p>	<p>医療機関名</p> <p>氏 名</p> <p>電 話 番 号</p>

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保険名：超ビジネス保険(事業活動包括保険)

補償	支払限度額	
	1事故	保険期間中
施設・事業活動遂行事故	30,000万円	—
国外事業活動事故	1,000万円	—
人格権・宣伝侵害事故	1,000万円	1,000万円
被害者治療費用*	1,000万円	1,000万円
生産物・完成作業事故	30,000万円	—
国外流出生産物事故	1,000万円	—
人格権・宣伝侵害事故	1,000万円	1,000万円
被害者治療費用*	1,000万円	1,000万円
管理下財物事故	500万円	500万円
国外管理下財物事故	500万円	500万円
現金・貴重品事故	500万円	500万円
コインロッカー等収納品見舞費用	500万円	500万円
事故対応費用*	1,000万円	—

\*が付された補償につきましては、上記の支払額のほか、別途個別の支払限度額(1台あたりや1名あたり等)が設定されています。

## 11 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 12 心身の状況の把握

指定特定福祉用具販売の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 居宅介護支援事業者等との連携

① 指定特定福祉用具販売の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「特定福祉用具販売計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 14 サービス提供の記録

- ① 指定特定福祉用具販売の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15 衛生管理等

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 16 指定特定福祉用具販売サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 福祉用具専門相談員

氏名 田中 泰典 (連絡先: 080-7582-0442 )

(2) 販売予定の指定特定福祉用具の種目等および販売費用等

種 目	品 名	数量	介護保険 適用の有無	販売費用
腰掛便座	〇〇〇〇	1	○	〇〇〇円
販売費用合計額				〇〇〇円

(3) その他の費用

①交通費の有無	無し
②特別搬出入費の有無	

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

事業所は、提供した指定特定福祉用具貸与[指定特定介護予防福祉用具貸与]に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

事業所は、提供した指定特定福祉用具貸与[指定特定介護予防福祉用具貸与]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 会社名：株式会社シェイク 事業所名：シェイクハンズ	所在地 大阪府大東市野崎3丁目2番18号 203号室 電話番号 072-813-1408 ファックス番号 072-813-1409 受付時間 8時30分から17時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
【大東市の窓口】 保健医療部高齢介護室介護保険グループ	電話番号：072-870-0457
【四條畷市の窓口】 健康福祉部高齢福祉課	電話番号：072-877-2121
【門真市の窓口】 保健福祉部高齢福祉課高齢介護グループ	電話番号：06-6902-6176
【寝屋川市の窓口】 福祉部高齢介護課	電話番号：072-838-0518
【東大阪市の窓口】 福祉部高齢介護室高齢介護課	電話番号：06-4309-3185
【交野市の窓口】 福祉部高齢介護課	電話番号：072-893-6409
【守口市の窓口】 健康福祉部高齢介護課	電話番号：06-6992-1613

<b>【大阪市鶴見区の窓口】</b> 鶴見区保健福祉センター保健福祉課(高齢者支援)	電話番号 : 06-6915-9859
<b>【大阪市旭区の窓口】</b> 旭区保健福祉センター福祉課(介護保険)	電話番号 : 06-6957-9859
<b>【            の窓口】</b>	電話番号 :

## 20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒574-0015 大阪府大東市野崎 3 丁目 2 番 18 号 203 号室	
	法人名	株式会社シェイク	
	代表者名	田中 泰典	印
	事業所名	シェイクハンズ	
	説明者氏名	田中 泰典	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印